広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第4項に基づき、「広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 審議事項は次のとおりとする。
 - (1) プロポーザル方式による受託候補者特定の実施に関する審査
 - ア 参加資格の決定
 - イ プロポーザル提案書の評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
 - (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザル提案書の評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザル提案書の評価結果の通知

(実施の公表)

- 第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及び評価基準により、次の各号に掲げる事項に ついて明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要等
 - (2) プロポーザルの手続
 - (3) プロポーザル提案書の作成様式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(プロポーザル提案書)

第4条 プロポーザル提案書の内容は、提案書作成要領(別紙1)による。

(評価)

- 第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、デザイン性審査票(別紙2)による。
- 2 プロポーザル提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定結果については、プロポーザル提案書提出者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第6条 プロポーザル提案書の評価にあたっては、広報よこはま神奈川区版デザイン等委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目及びそのウエイト等、評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には、区役所職員による5名以上の委員を置く。この場合において、委員は2名以上を、神奈 川区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員とする。
- 3 評価委員会の委員長は、評価委員となった選定委員会委員の中から選定するものとする。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(特定結果の公表)

第7条 受託候補者を特定した場合は、委託内容、提案者、各提案者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過等について、原則、契約締結後、契約結果の公表と併せてホームページに公表する。

(契約)

- 第8条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年 度及び翌々年度の「広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託」にかかる契約については、神 奈川区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議 したうえで契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。
- 2 前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め3回を上限とする。

附則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。